

公 募

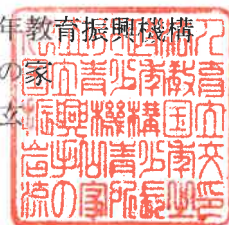
独立行政法人国立青少年教育振興機構国立岩手山青少年交流の家において、下記のことについて、公募を実施します。

記

1. 公募に付する 事 項 国立岩手山青少年交流の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務一式
2. 競争参加資格 (1)独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第3条に該当しない者であること。
(2)独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第4条の規定に該当しない者であること。
(3)国または地方公共団体等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
3. 仕 様 書 の 交 付 方 法 本公告の日から独立行政法人国立青少年教育振興機構国立岩手山青少年交流の家管理係にて交付する。
4. 企画提案書の 提出方法等 (1)提出方法：提出期限までに、4部を下記の担当する組織宛に郵送又は持参すること。
(2)提出期限：令和8年9月18日（金）17時必着
(3)提 出 先：国立岩手山青少年交流の家管理係
5. 選 定 方 法 等 別に定めた審査基準及び公募要領等に基づき、選定委員会において行う。
6. 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
名 称 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立岩手山青少年交流の家管理係
所在地 郵便番号 〒020-0601 岩手県滝沢市後292
電話番号 019-688-4225
7. そ の 他 本件に関するその他必要事項については、公募要領によるものとする。

令和8年9月8日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立岩手山青少年交流の家
所 長 藤 井 玄



清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式に関する公募要領

件 名：国立岩手山青少年交流の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式

1. 設置要領

受託者は、公募をする独立行政法人国立青少年教育振興機構国立岩手山青少年交流の家の施設内に自動販売機を設置し、清涼飲料水等の提供及び管理を行うものとする。

2. 自動販売機の設置場所及び利用者月別数

別紙仕様書のとおり

3. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1)独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第3条に該当しない者であること。
- (2)独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第4条の規定に該当しない者であること。
- (3)国または地方公共団体等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

4. 企画提案書の提出方法等

(1)企画提案書の提出場所並びに問い合わせ先

〒020-0601 岩手県滝沢市後292

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立岩手山青少年交流の家管理係

TEL 019-688-4225

FAX 019-688-5047

(2)企画提案書の提出方法

- ①用紙サイズをA4判、横書きとし、件名と企画提案者名を記述のうえ4部提出すること。
- ②提出方法は、郵送又は持参することとする。
- ③郵送の場合は、簡易書留、宅配便等で送付すること。
- ④企画提案書を提出する際には、件名、組織の代表者名、連絡担当者の所属、氏名、電話番号を表紙に明記すること。

(3)提出書類

①企画提案書（様式任意）

②企画提案による資料（カタログ等）

＜企画提案書に盛り込むべき内容＞

- ・仕様書（Ⅵ設置条件及びⅦ経費等の負担）に基づき提案を行うこと。
- ・「自動販売機設置の流れ」のフロー図（設置方法と設置に伴う実施日程などが分かるよう、図面などを用いて記述すること。）で提示すること。
- ・清涼飲料水等の提供する内容が分かる資料を提示すること。
- ・利用者数に対する適正な設置台数及び設置箇所を記述すること。

- ・売上見込に対する提案台数毎の販売手数料の1ヶ月分の内訳を記述すること。
- ・1台当たりの想定される年間の消費見込電力量と季節に応じた月毎の内訳・根拠を記述すること。
- ・その他、本業務の実施に必要な事項、内容、方法等があれば記述すること。
- ・参考見積書（飲料水等の品名と価格の内訳を記述すること。）

(4) 企画提案書等の提出期限等

提出期限：令和8年9月18日（金）17時必着

提出先：上記(1)に示す場所

(5) その他

企画提案書等の作成費用については、選定結果に拘わらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

5. 選定方法等

(1) 選定方法

業者選定委員会において、提出された企画提案書等にて書類選考を実施する。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

令和8年9月24日（木）予定にすべての企画提案者に選定結果を通知する。

6. 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書等を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については企画提案書等の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

7. スケジュール

(1) 公募開始：令和8年9月8日（火）

(2) 公募締切：令和8年9月18日（金）

(3) 業者決定：令和8年9月24日（木）予定

(4) 契約期間：令和8年10月1日から令和9年9月30日まで

8. その他

業務実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。

仕 様 書

I 件 名

国立岩手山青少年交流の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式

II 予定利用者数（年間）

48,762人

【月別内訳】

4月	4,798人	10月	4,896人
5月	5,073人	11月	2,722人
6月	5,988人	12月	2,045人
7月	6,042人	1月	1,701人
8月	6,795人	2月	1,484人
9月	4,359人	3月	2,859人

III 現在の機種区分、設置台数及び設置図面（設置図面は別紙）

①管理研修棟2階プラザイーハトープ

缶&ペット機 2台

②浴場棟中浴室前

缶&ペット機 2台

③卓球場

缶&ペット機 1台

IV 履行場所

所在地： 岩手県滝沢市後292

施設名： 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立岩手山青少年交流の家

V 契約期間

令和8年10月1日から令和9年9月30日までとする。

ただし、契約期間満了の日の3か月前までに発注者又は受注者から契約期間を更新しない旨の書面による意思表示がない場合には、本契約は従来と同一の条件で1年間契約期間を更新するものとする。なお、更新期間は当初契約期間の始期から起算して最長5年間とする。

（更新4回可能 最長 令和13年9月30日まで）

VI 設置条件

（1）商品について

①清涼飲料水等の選定については、発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）協議のうえ決めるものとする。なお、アルコール、アイス、及びカップ麺等の食品類は販売できないものとする。

②商品の補充は定期的に行い、欠品にならないように対応するものとする。

③空き缶等の回収は回収容器が溢れることのないよう定期的に行い、空き缶再資源化に努め

るものとする。

④空き缶等のゴミの最終処理まで責任を持つものとする。

(2) 自動販売機の保守対応

①故障等の対応については、乙が行うものとする。

②自動販売機の正面の見えるところに故障等の場合の連絡先を表記するものとする。

③施設の利用者等は、主に青少年を対象としていることから、苦情等の問合せについては、適切、迅速かつ誠意ある対応を行い、トラブルの無いようにするものとする。

(3) 自動販売機について

①設置する自動販売機は、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成12年法律第100号（グリーン購入法））」に定める基準を満たした機械を設置すること。

②設置する自動販売機は、設置場所の状況に応じ、JIS規格及び業界自主基準に準じた転倒防止措置を講じ、併せて耐震対策を施すこと。

③青少年施設に相応しいデザインや色合いとすること。

④消費電力が小さいものとする。

(4) 清涼飲料水等の料金

料金設定については、通常販売価格を上限とする。

(5) 売上金の帰属

自動販売機による売上金は、受注者に帰属するものとする。

(6) 手数料

①清涼飲料水等の販売に当たり、販売手数料及び電気使用料を甲に納めるものとする。

②自動販売機設置等に伴う不動産貸付料は無償とする。

③販売手数料については、売上に対する料率の提案をするものとする。

④電気使用料は、甲が自動販売機の年間消費電力量から1か月あたりの電気料金を算出し、四半期に一度、乙に請求するものとする。

(8) 売上報告

乙は、自動販売機毎に清涼飲料水等の売上について、売上月の翌月の10日までに甲に報告するものとする。報告内容は、各自動販売機の販売手数料・基本手数料・販売内訳（商品名・販売本数）とする。

(9) その他

①設置台数については、利用者数及び図面に基づき提案するものとする。

②その他必要と思われるものについて、提案するものとする。

VII 経費等の負担

(1) 甲の経費負担は、原則、次のとおりとする。ただし、乙が経費負担を行う提案をした場合はこの限りでない。

① 設置に必要な電源設備。

② その他設置に必要なもの。

(2) 乙の経費負担は、次のとおりとする。

① 自動販売機の設置及び撤去に伴う経費

② その他乙が負担すべき経費

} 実費負担のため提案不要

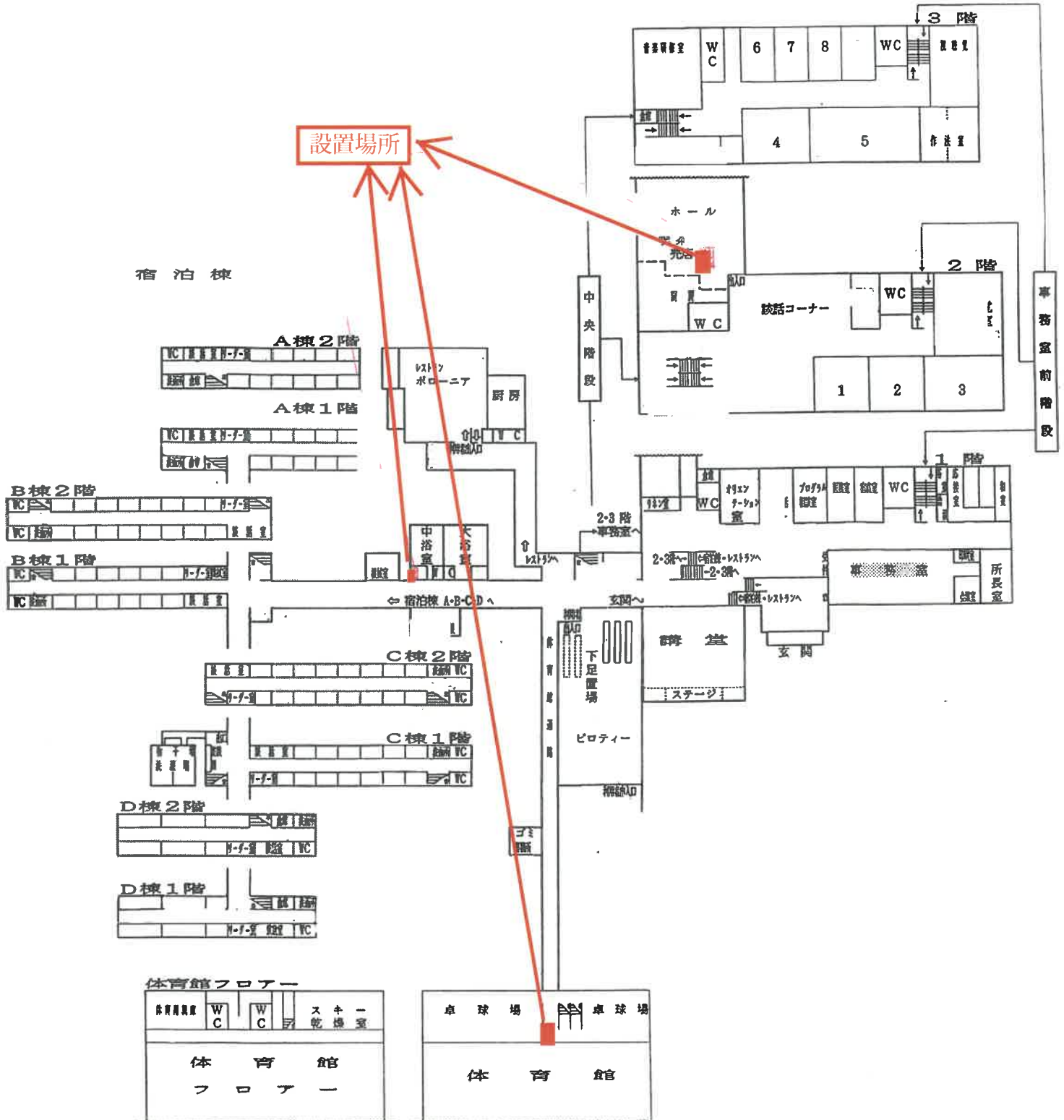
VIII その他

- ① 乙は、契約の終了等により国立岩手山青少年交流の家から撤退する場合は、原状回復するものとする。

なお、契約期間中に乙が新規設置した施設・設備等の所属、処分等の取扱いについては甲・乙協議の上決定するものとする。

- ② この仕様書に定めのない事項、あるいは、その解釈について疑義が生じた事項については、その都度、甲・乙協議の上定めるものとする。

管理棟



独立行政法人
国立岩手山青少年交流の家

独立行政法人
国立岩手山青少年交流の家

機関名
国立岩手山青少年交流の家

所在地

団地番号

作成年度

図面番号

棟番号

棟名称
管理研修棟 2階

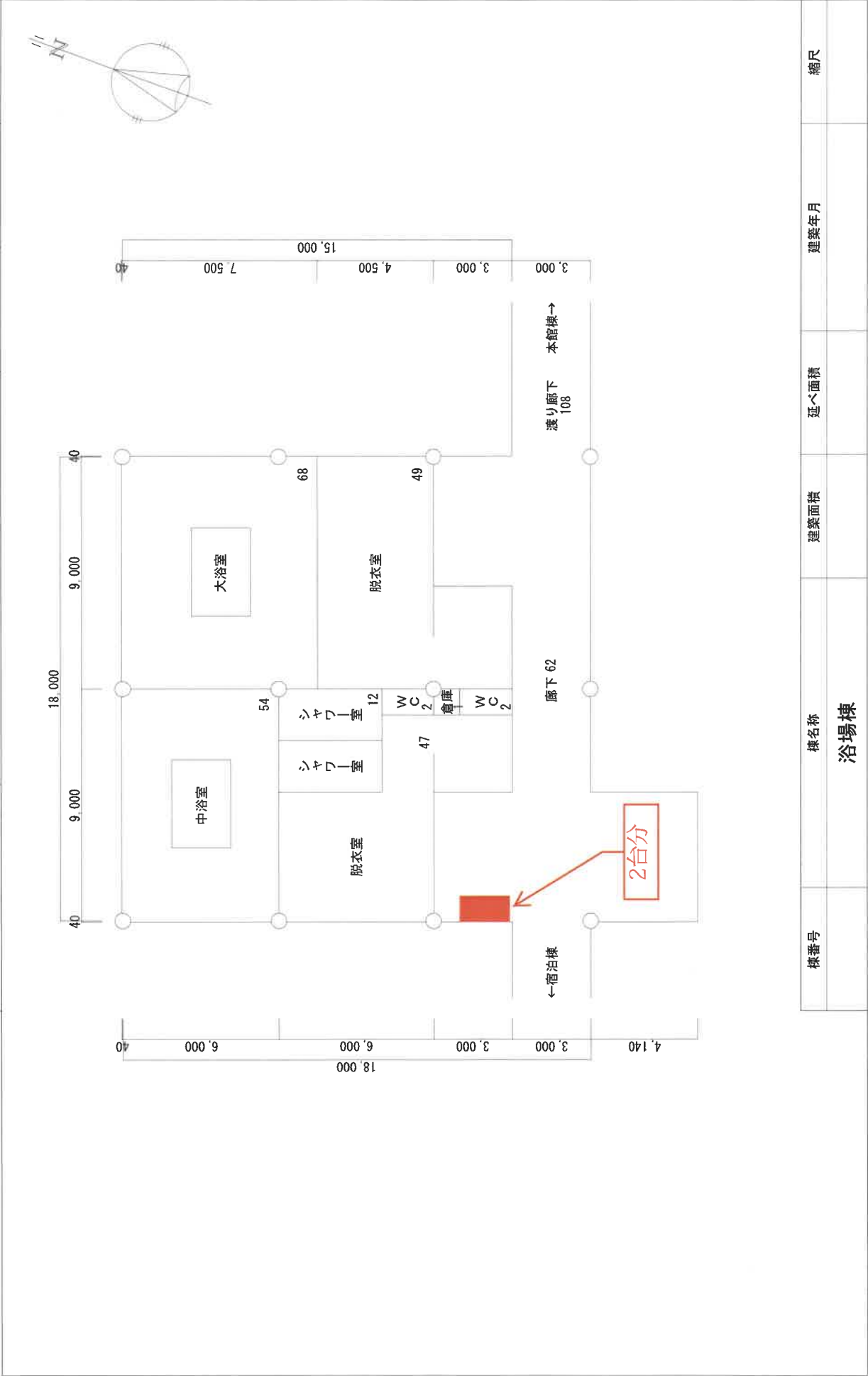
建築面積

延べ面積

縮尺

独立行政法人
国立岩手山青少年交流の家

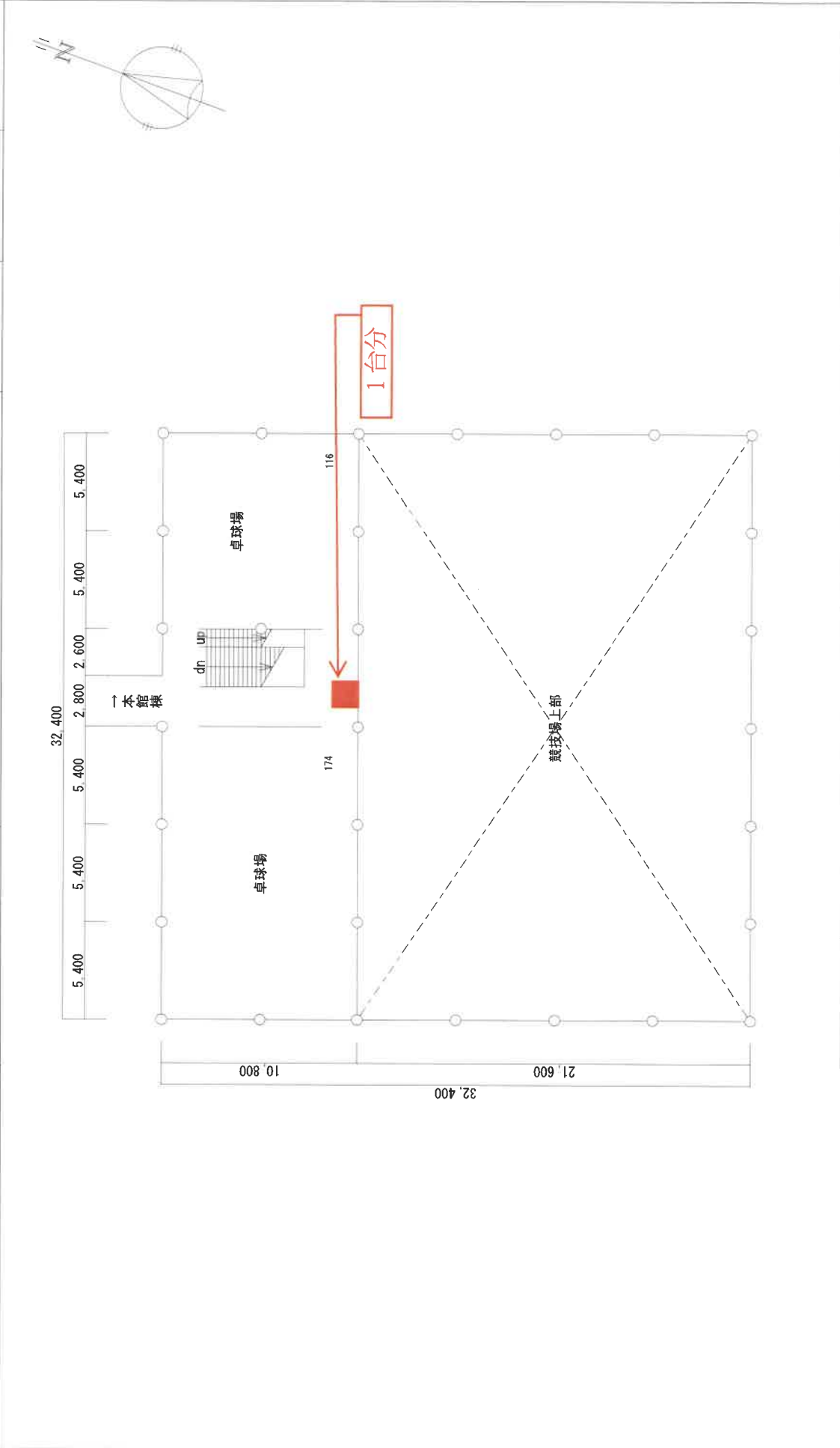
機関名	所在地	団地番号	作成年度	図面番号
国立岩手山青少年交流の家				



棟番号	棟名称	建築面積	延べ面積	建築年月	縮尺
	浴場棟				

独立行政法人
国立岩手山青少年交流の家

機関名	所在地	団地番号	作成年度	図面番号
国立岩手山青少年交流の家				



棟番号	棟名称	建築面積	延べ面積	建築年月	縮尺
	体育館 2階				

【審査基準】

企画提案者より提出された企画提案について、下記の仕様に合わせて審査するものとする。

なお、基準点は審査基準の内容を満たしていれば、別紙「業者選定評価表」基準点欄に記載してある得点をそのまま付与する。また、加点基準を満たす場合は、審査基準に応じ1～5点を加点する。不可基準に該当する項目が一つでもある場合は、評価全体として不合格となり、契約候補者となることができない。

全ての評価項目の合計得点を合算し、提案者の中で最も高い点数を得た者から順に交渉を行うものとする。

(1) 商品について

- ①清涼飲料水等の選定については、発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）協議のうえ決められるよう提案されているか。

加点基準 季節・売上状況に合わせた商品が提案されている場合。

不可基準 協議のうえ決められない場合。

- ②商品の補充は定期的に行い、売り切れがでないように配慮されているか。

○具体的に補充の頻度が示されているか。

加点基準 利用頻度に合わせて、効率的な回収の回数が明記されている場合。

○欠品の場合の対応について、どのような対応が示されているか。

加点基準 欠品の申し出を受けた即日対応の場合は。

- ③空き缶等の回収は回収容器が溢れることがないように定期的に行い、空き缶等の再資源化に努めるものとされているか。

○具体的に回収の頻度が示されているか。

加点基準 利用頻度に合わせて、具体的な回収の回数が明記されており、満杯のときに甲の申し出により即日対応する場合。

○空き缶等の再資源化方法及び用途等が示されているか。

加点基準 環境に配慮した再資源化方法が示されている場合。

○回収容器がビン、缶、ペットボトルと分かれた回収容器となっているか。

加点基準 缶、ペットボトルの回収容器が分別されている場合。

- ④空き缶等のゴミの最終処理まで責任を持ったものとなっているか。

不可基準 空き缶等のゴミの最終処理が不法投棄されずに、回収から最終処理までシステムが確立されていない場合。

(2) 自動販売機の保守対応

- ①故障等の対応については、乙が責任を持って行うようになっているか。

○甲が利用者対応を行わないようになっているか。

加点基準 甲の職員が対応することなく、低学年の利用者でも簡便な方法で対応できるようになっている場合。

不可基準 故障等の対応を行わない場合。

- ②自動販売機の正面の見えるところに故障等の場合の連絡先が表記されているか。

○利用者が迷わないように見えるところに連絡先が表記されているか。

加点基準 低学年の利用者でも分かるような表示方法を取っている場合。

③利用者等の苦情等の問合せについては、誠意ある対応を行い、トラブルの無いように対処しているか。

○苦情等の問合せがあった場合、即日対応を行えるようになっているのか。

加点基準 苦情対応が即日対応の場合。

○当日対応が難しい場合は、利用者と直接対応を行い、問題の解決に対処しているか。

加点基準 利用者の負担とならない対応となっている場合。

(3) 自動販売機について

①環境に配慮した自動販売機となっているか。

加点基準 具体的に消費電力の削減が明記されており、機器が小スペースなものである場合。

②消費電力が小さいものとなっているか。

加点基準 利用者の少ない時間帯若しくは夜間は自動的に自動販売機の表示部分の照明が消灯する場合等で節電が図れている場合。

③転倒防止等の措置を行なっているか。

加点基準 災害対策対応機器となっている場合。

(4) 清涼飲料水等の料金

①料金設定については、通常販売価格を上限となっているか。

(5) 手数料

①販売手数料（変動）については、売上に対する料率の提案がされているか。

加点基準 1本の売上に対しての販売手数料の料率設定が高い者順に加点する
1番高い料率を提案した者は、20点とする。
2番目に高い料率を提案した者は、15点とする。
3番目に高い料率を提案した者は、10点とする。

(6) 自動販売機のデザイン

①青少年施設に相応しいデザインや色合いとなっているか。

加点基準 設置場所に合わせた色合いとなっている場合。

不可基準 青少年の教育上、著しく不適切なデザインとなっている場合。

(7) 経費等の負担

①施設が有利となっているか。

加点基準 甲の負担分を乙が負担した場合。

(8) その他

①その他、当施設に合わせた企画提案が出されているか。

加点基準 当施設の実情と地域性に合わせた企画提案が出されている場合。

清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務契約書（案）

件 名 国立岩手山青少年交流の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式
金 額 別紙、自動販売機設置内訳のとおり

発注者 独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立岩手山青少年交流の家所長 渡邊博善
（以下「甲」という。）は、受注者 ●●●●（以下「乙」という。）との間において、上記の件について、上記金額で次の条項によって提供委託業務を結ぶものとする。

（設置条項）

- 第1条 甲は、甲の管理する別紙の設置場所に乙が自動販売機を設置し飲料等の販売を行う業務を委託するものとする。
- 2 自動販売機設置内訳は、甲、乙間で協議の上これを書面により変更することができるものとする。

（自動販売機の管理）

- 第2条 乙は、定期的にルートセールスを派遣して、自動販売機の衛生管理、中身商品の補充等を行うものとする。
- 2 清涼飲料水等の欠品が出た場合には、甲の申し出により速やかに対応するものとする。

（自動販売機の損壊等）

- 第3条 甲は、自動販売機の損壊、盗難事故、運転の不円滑、その他異常を発見した時は遅延なくこれを乙に通知するものとする。
- 2 前項の通知があった場合その他自動販売機に故障ある場合は、乙は速やかに修理等を行うものとする。

（契約期間）

- 第4条 本契約の有効期間は、令和8年10月1日から令和9年9月30日までとする。但し、契約期間満了の日の3ヵ月前までに甲又は乙が契約期間を更新しない旨の意思表示がない場合には、本契約は従来と同一の条件で1年間契約期間を更新するものとし、以後も同様とする。（最大5年以内とする。）

（契約の解除）

- 第5条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、契約を解除することができる。
- （イ）乙が、正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。
- （ロ）この契約の履行について、乙に不正・不当な行為があったとき。
- （ハ）乙がこの契約を履行する能力を失ったことが明らかに認められるとき。
- （ニ）前号のほか、乙がこの契約に違反したとき。
- （ホ）甲の都合により契約の解除の必要があるとき。
- 2 乙は、本契約の有効期間中に商品の販売数量が著しく少ない場合等、本契約を継続することが困難な理由が発生したときには、解除することができる。
- 3 前項により契約を解除する場合において、（ホ）が生じたときは、甲は乙に対して契約解除の理由を記載した書面を解除しようとする1ヵ月前までに乙に通知し、解除できるものとするが、（イ）から（ニ）については、書面をもって通告することによって解除するものとする。なお、乙の解除については、1ヶ月前に通知し、甲、乙協議の上その承諾を得て、本契約を解除することができる。

（電気料及び不動産貸付料）

- 第6条 甲は、乙に自動販売機設置に伴う電気料及び不動産貸付料を無償とする。

（売上金）

第7条 自動販売機による売上金は、乙に帰属する。

(売上報告)

第8条 乙は、自動販売機毎に清涼飲料水等の売上について、売上月の翌月の10日までに甲に報告するものとする。

(手数料の振込)

第9条 乙は、手数料を四半期毎に取りまとめ、独立行政法人国立青少年教育振興機構本部の指定する口座に請求月の翌月20日迄に取りまとめて振り込み、振込明細を機構本部に送付するものとする。

(手数料)

第10条 清涼飲料水等の販売数量が著しく増減及びその他の事由が生じた場合には、甲、乙協議の上、手数料を改定することができるものとする。

(一般的約定)

第11条 この契約の一般的約定事項については、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則によるほか、文部科学省が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

(協議)

第12条 この契約に定めのない事項、又はこの契約の内容に疑義が生じた場合は、その都度甲、乙協議の上定めるものとする。

上記契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通保有する。

令和8年9月 日

甲 住 所 岩手県滝沢市後292
氏 名 独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立岩手山青少年交流の家
所 長 藤 井 玄

乙 住 所
氏 名

自動販売機設置内訳

基本手数料 1ヶ月当たり ●●●●●円

No.	機種区分	設置場所	販売価格 (円)	販売手数料 (%)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※機種区分

(ア)	カップ式コーヒー機
(イ)	カップ式コーヒー&ジュース機
(ウ)	缶&ペット機
(エ)	牛乳等パック機
(オ)	小型ビン飲料機
(カ)	缶専用機
(キ)	ペット専用機